

兵庫県公報

令和3年3月22日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	2

公布された法令のあらまし

●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年3月22日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第6項第7号中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項第7号中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項中

「 (26) 公益社団法人兵庫みどり公社
 (27) 公立大学法人兵庫県立大学 」

を

「 (26) 公益社団法人ひょうご農林機構
 (27) 兵庫県公立大学法人 」

に改め、同表条例第2条第1項第2号の項中

「 (16) 兵庫県土地改良事業団体連合会
 (17) 兵庫県農業共済組合連合会 」

を

- 「 (16) 神戸商工会議所
(17) 兵庫県土地改良事業団体連合会
(18) 兵庫県農業共済組合連合会 」

に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第4条 職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「掲げる法人」の右に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月22日

兵庫県人事委員会

委員長 松 田 直 人

兵庫県人事委員会告示第2号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項第6号及び第23条第1項第3号中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項第6号及び第23条第1項第3号中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。